

常勤役員報酬規程

平成14年5月24日制定
平成16年5月27日改正
平成17年5月25日改正
平成20年5月22日改正
平成21年5月22日改正
平成25年4月1日改正
平成26年6月20日改正
平成27年6月19日改正
平成30年6月15日改正

(総則)

第1条 この規程は、一般社団法人 海洋水産システム協会定款第29条第2項の規定に基づき、常勤役員の報酬に関する事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第2条 常勤役員の給与は、年報酬額（以下「報酬額」という。）とする。

(報酬額)

第3条 常勤役員の報酬額は、合計23,500,000円以内とする。

(給与の支給日)

第4条 常勤役員の報酬は、前条に定める報酬額の12分の1を毎月20日に支給する。ただし、その日が休日にあたるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が休日にあたる場合は、更に繰り上げて支給する。

第5条 新たに常勤役員となった者には、その日から報酬額を支給する。

2 常勤役員が退任したときは、その日まで報酬額を支給する。

3 常勤役員が死亡したときは、その死亡日の属する月の報酬額の全額を支給する。

4 第1項及び第2項の規定により報酬額を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外は、その報酬額は、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(通勤手当)

第6条 通勤手当は、通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担する常勤役員に支給する。

(規程の変更)

第7条 この規定は、総会の決議によって変更することができる。

(実施細則)

第8条 常勤役員報酬額の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年5月24日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程の変更は、平成16年5月27日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成17年5月25日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成20年5月22日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成21年5月22日から施行する。ただし、常勤役員の報酬額の平成21年4月分と5月分は、副会長の報酬額12,000,000円、専務理事の報酬額11,500,000円の月額相当額を適用する。

附 則

この規定の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成26年6月20日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成27年6月19日から施行する。

附 則

この規程の変更は、平成30年6月15日から施行し、平成30年4月1日から適用する。